

いのちとくらしをまもる
防災減災令和6年1月16日
国土交通省中部地方整備局
道路部計画調整課
飯田国道事務所

「道路協力団体」指定証の交付式を開催

長野県南部防災対策協議会を「道路協力団体」として指定しました。

令和5年11月2日から公募しておりました「道路協力団体」について、「長野県南部防災対策協議会」から申請があり、審査の結果、令和6年1月10日付で指定しました。

このたび、「長野県南部防災対策協議会」へ指定証の交付式を執り行いますのでお知らせします。

◎交付式日時及び開催会場

- | | | |
|---------|------------------------------|----------|
| 1) 日 時 | 令和6年1月24日(水) | 9:00~ |
| 2) 場 所 | 飯田国道事務所2階 会議室(長野県飯田市東栄町3350) | |
| 3) 指定団体 | (一社) 長野県南部防災対策協議会 | 会長 池田 幸平 |

注) 道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度です。制度の概要については、別紙3をご覧ください。

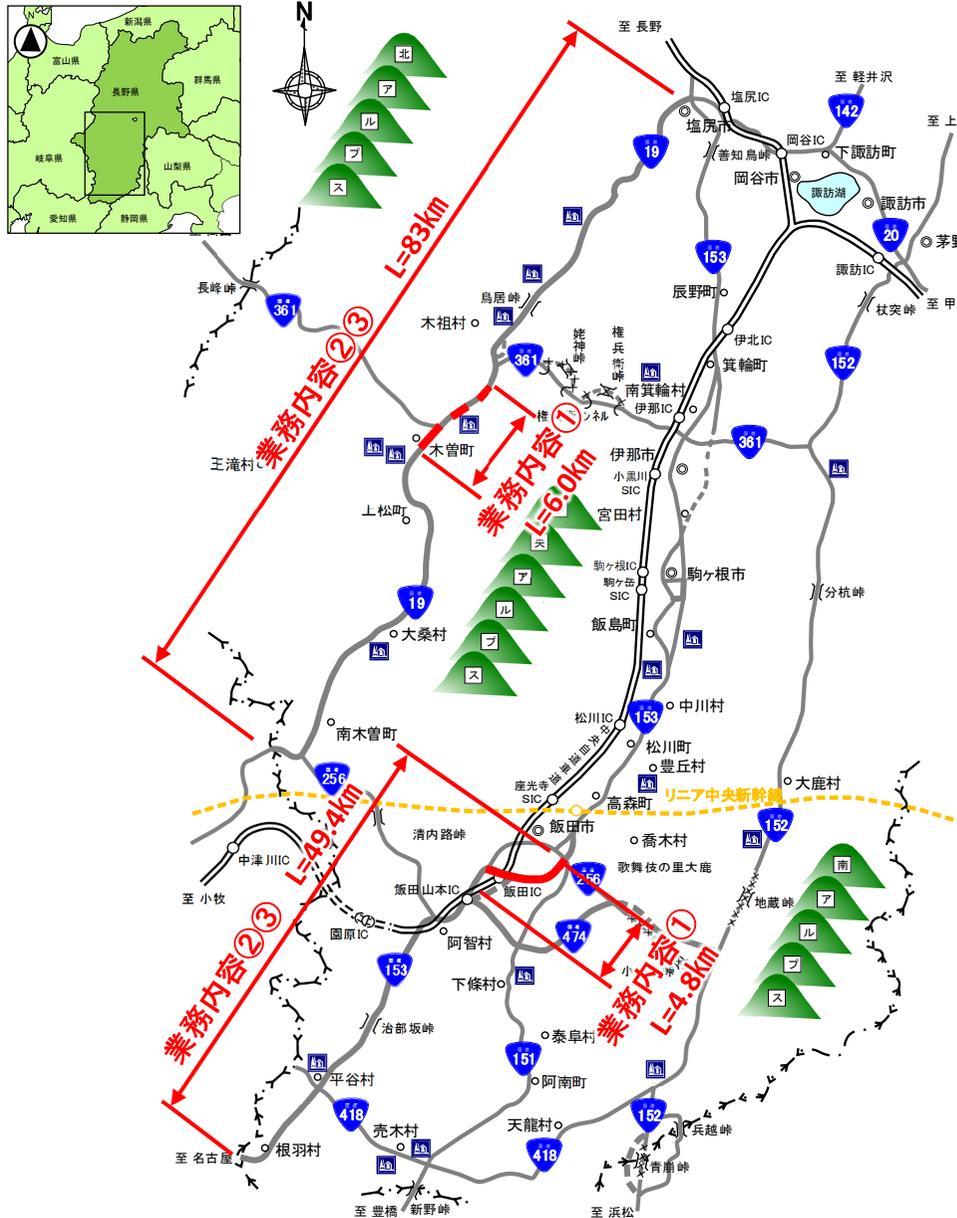
- | | |
|---------|---|
| 1. 配布資料 | 別紙1(道路協力団体の概要)
別紙2(道路協力団体の指定状況(中部地方整備局管内))
別紙3「道路協力団体」制度概要 |
| 2. 配布先 | 中部地方整備局記者クラブ、飯田市役所記者クラブ、
伊那記者クラブ、駒ヶ根市記者クラブ、
塩尻市桔梗ヶ原記者クラブ |
| 3. 問合せ先 | 国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所
副所長 <small>たけうち あきひろ</small> 竹内秋広
TEL 0265-53-7200(代表)
計画課長 <small>いなもと けいいち</small> 稲本恵一 |

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910** (通話料無料・24時間受付)

道路協力団体の概要

○法人等の名称：一般社団法人長野県南部防災対策協議会

【活動位置図】



【業務内容】

- ①道路清掃活動
- ②道路不具合箇所の道路管理者への通報
- ③災害対策用資材の備蓄、点検

※具体的な内容については、今後、道路管理者との協議の上決定いたします。

【これまでの活動状況】



道路清掃・草刈り



道路清掃・草刈り



災害対策用資材の備蓄・点検

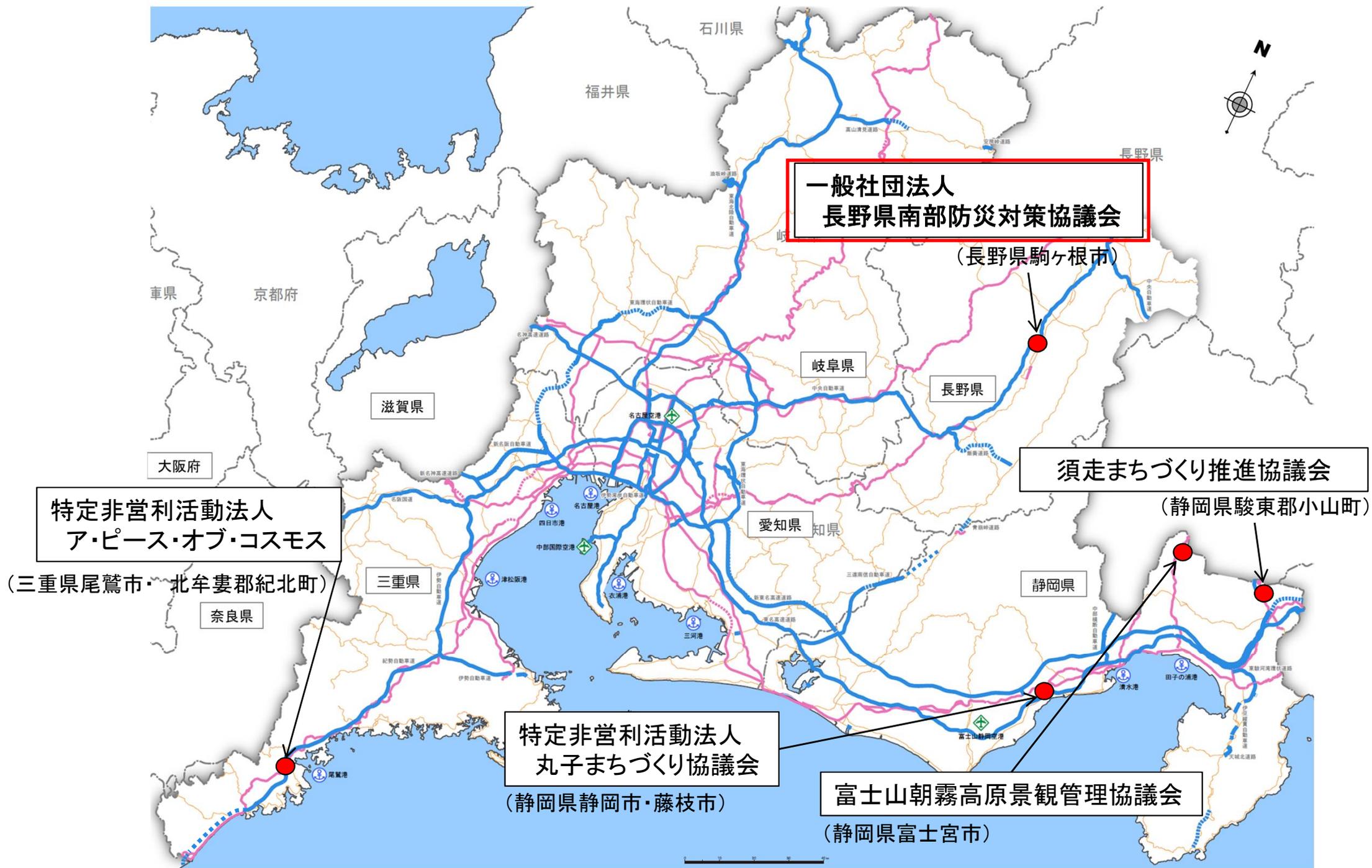


災害対策用資材の備蓄・点検

道路協力団体の指定状況(中部地方整備局管内)

指定番号	指定年月日	道路協力団体に 指定する期間	法人等の名称	住所、事務所の所在地
国(中部地方整備局)静岡第1号	令和元年12月27日 (初回指定:平成28年12月27日)	令和6年12月26日まで	富士山朝霧高原 景観管理協議会	静岡県静岡市 葵区安東2-22-24
国(中部地方整備局)紀勢第1号	令和元年12月27日 (初回指定:平成28年12月27日)	令和6年12月26日まで	特定非営利活動法人 ア・ピース・オブ・コスモス	三重県津市上浜町 6丁目224番地104
国(中部地方整備局)静岡第2号	令和3年1月15日	令和8年1月14日まで	特定非営利活動法人 丸子まちづくり協議会	静岡県静岡市駿河区 丸子3丁目12-52
国(中部地方整備局)沼津第1号	令和3年12月23日	令和8年12月22日まで	須走まちづくり推進協議会	静岡県駿東郡小山町 須走267-6
【新たに指定】 国(中部地方整備局)飯田第1号	令和6年1月10日	令和11年1月9日まで	一般社団法人 長野県南部防災対策協議会	長野県駒ヶ根市赤穂497-14 サンゲン会館

道路協力団体の指定状況(中部地方整備局管内)



平成 28 年 4 月より

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や、道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり 3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 61）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 2 7

- 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

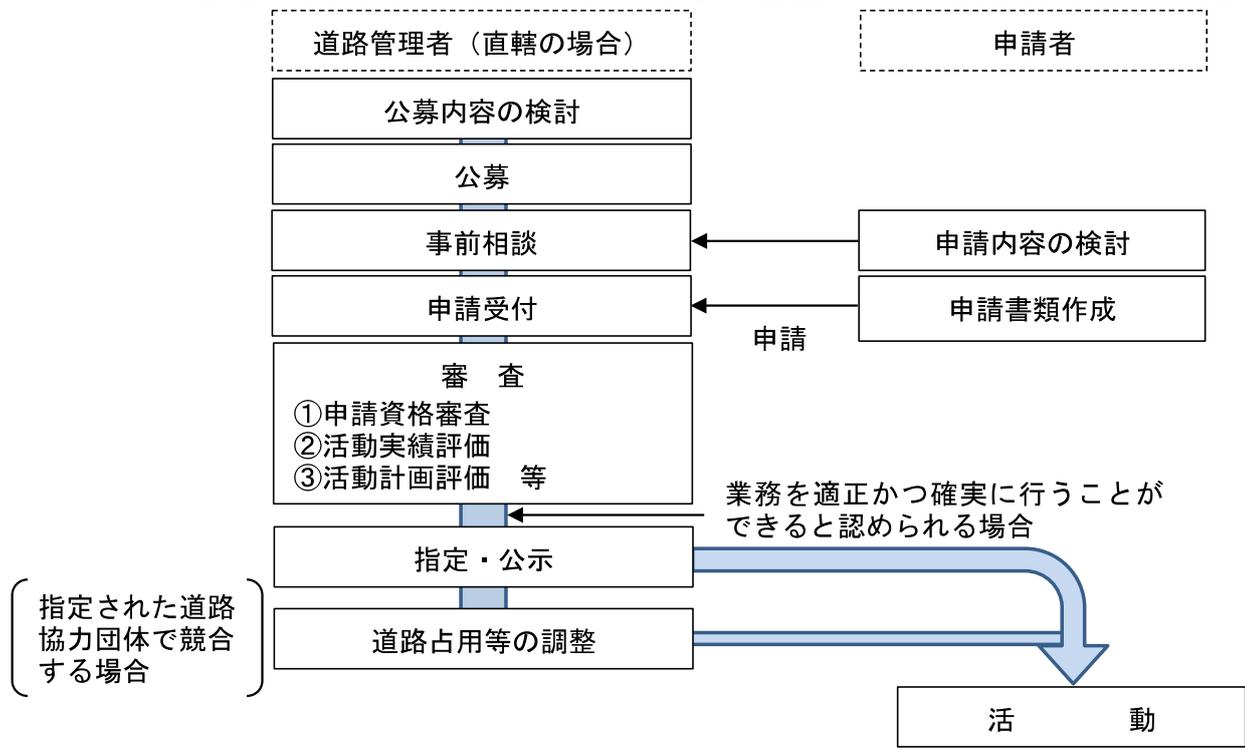
【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等であるか審査の上、道路協力団体に指定します。



問合せ先 中部地方整備局 道路部 計画調整課
 電話番号：052-953-8171
<https://www.cbr.mlit.go.jp/road/dourokyoryoku/>